

朝鮮民主主義人民共和国における対外リーガルサービス と平壤対外民事法律相談所

朝鮮社会科学院法律研究所修士 キム ジョングク

現時期、朝鮮民主主義人民共和国において日ごとに拡大する対外経済取引の範囲と内容にあわせて必要な法的環境を確立する事業が強化されている。その一環として、対外経済関係当事者に対するリーガルサービス（法的サービス）事業にもしかるべく関心が向けられている。

一般的に対外経済取引の安全性を保障し、その発展を促進するうえで、適切な法的環境を確立することは重要な意義を持つ。それは対外経済取引をはじめとするすべての経済的活動が、どのような法的環境の下に行われるのかによって、その発展の様相が異なることと関連している。

対外経済関係を重視しているすべての国では、当該関係にあわせて関連する法的環境を確立することに多くの注意を払っており、共和国においてもこの例にもれることはない。

通常、ある法的環境だという場合、それは大きく3つの体系に区分される法的条件の総体と言える。すなわち、一定の社会関係を規制対象にしている法体系と法執行体系、リーガルサービス体系で構成される法的条件の総体を法的環境と見ることができる。したがって、対外経済関係に該当する法的環境を作るということは、結局対外経済関係を規制する法規範と規定を採択し、それを解釈適用して、対外経済関係当事者にリーガルサービスを提供できる事業および機構体系を樹立するという意味する。

共和国では、国家の対外経済政策と対外経済関係の特性にあった法規範と規定が数多く制定・公布され、それを現実の要求にあわせて修正・補充し、完成させていく過程にある。今日、法規範の制定事業と並行して、効果的なリーガルサービス体系を確立する事業は、対外経済取引の活性化と安全性を保障する根本的な条件であることから、その需要は日ごとに広がっている。

特に、共和国の場合、対外経済関係当事者に対するリーガルサービスは、どうしても必要な問題の一つとして提起されている。共和国の経済制度は、世界において唯一の社会主義経済制度であり、その構造と内容において、外国の経済制度とは異なる特性を持っている。このような特性により、自らの経済制度に慣れた当事者が、互いに異なる法制度に基づいて経済取引を進行することで、さまざまな問題点が生み出される。実際、共和国の国内当事者と外国の

法人、自然人の間の対外経済取引においては、相反する経済制度とその差に起因する一連の問題が発生している。たとえ国際経済取引に関連する国際関係規範が、対外経済取引を進行する上で要求される一定の行為基準を提示しているとしても、規制範囲やその適用において多くの制限がある。また、各国の具体的な経済関連規範の衝突を解決するための国際私法の機能と役割がまだ充分ではない。このような条件下で対外経済関係の当事者は、取引と関連して法実務能力と法律情報の不足等の避けがたい不便を感じるようになる。

国内当事者を一方にして、国外当事者を他方とする対外経済取引の場合、そのような不便と困難は倍増すると言える。このようなさまざまな条件から、共和国においての対外リーガルサービスは、対外経済関係の発展に必要な法的環境を確立する上で、非常に重要な地位を占める。

共和国においてのリーガルサービスは、本質において取引の当事者が自身の法的権利と義務を可能な限り完全な範囲で実現できるようにするために提供する法的支援と見ることができる。その内容的側面で見ると、共和国においてのリーガルサービスは法律相談と法的意義を持つ文書の作成、法律行為の代理に分けられる。法律相談は、対外経済契約の締結、会社の設立と解散、清算等の対外経済活動において提起されるすべての法的問題と関連して行われる。法的意義を持つ文書の作成は、主に会社設立承認申請書等の国家承認申請文書、契約書、訴訟または仲裁提起書をはじめとするさまざまな文書を法的要求にあわせて作成するようにその当事者に協力する方法で行われる。法律行為の代理は、訴訟代理や仲裁代理の形態で遂行され、場合によっては一般民事法律行為に対しても適用されることがある。

対外リーガルサービスは、上記のような形式と方法で対外経済関係当事者が経験することとなる法律情報の不足、法実務能力の制限等の不便を効果的に克服することができるようにして、発生しうる不必要な財政的支出を防止し、彼らが複雑な法的問題に能動的に対処することができるようにする。

現時期、共和国において対外リーガルサービスは一定の事業体系と機構体系によって行われている。ここで、リーガルサービス体系を事業体系と機構体系で区分すること

は、相対的な意味しか持たない。なぜなら、ある事業体系はある機構体系を前提として樹立されるし、機構体系も当該事業体系にあわせて組織されるからである。

その事業体系上、共和国における対外リーガルサービスは、義務的なリーガルサービスと一般リーガルサービスの形式と方法で行われている。義務的なリーガルサービスとは、多くの場合対外経済関係の当事者となる国家機関、企業所、社会協同団体を相手方として行う。合併、合作および外国人単独投資企業と個別的公民を除いた国内当事者は、重要な対外経済契約の締結、各種債務履行請求および損害補償請求、紛争解決と関連して、義務的にリーガルサービスを受けることになっている。この場合のリーガルサービスは、主に法律相談の方法で、場合によっては委任代理の形式を通じて行われている。

義務的なリーガルサービスとは異なり、一般的なリーガルサービスはその対象において制限なく行われる。共和国の機関、企業所と社会協同団体、外国法人と自然人は、自発的な意思に応じて差別なくリーガルサービスを受けることができる。

次に共和国での対外リーガルサービスは、その機構体系の側面で見ると、国家行政的なサービス機構と社会的なサービス機構を通じて行われている。

通常、国家行政的なサービス機構は、リーガルサービスを専門にする国家機構と必要に応じてリーガルサービスを行う国家機構の形態で組織される。リーガルサービスを専門にする国家機構は、独自の法人の形態を持ち、または当該法人の一定の行政管理体系に従属した機構形態を持つ。専門的な国家対外リーガルサービス機関としては、貿易省などの対外経済取引と密接な関連がある政府機関が組織したリーガルサービス機関をあげることができる。これらの機関は、貿易関係やその他の問題を解決するのに必要な法的支援を国内当事者に提供することを使命にしている。独自の法人の形態を持っていない国家行政的なリーガルサービス機構は、主に国家機関、企業所に網羅されている専任リーガルサービス成員で構成される。

社会的な一般リーガルサービス機構は、リーガルサービスを専門にする社会団体とその成員で構成されている。リーガルサービス団体とその成員は、朝鮮弁護士会の統一の指導下で活動している。

朝鮮弁護士会は、弁護活動とその他の法的支援を通じて人権を保障して、国家の法律制度を擁護する弁護士の自発的な組織である。『朝鮮民主主義人民共和国弁護士法』に従い、朝鮮弁護士会は、常務機関として中央と道（直轄市）当該部門に委員長、書記長、委員で構成された委員会を置

いており、弁護士事務所、法律相談所は当該弁護士委員会の指導下にリーガルサービス活動を行う。

弁護士委員会に網羅された弁護士事務所、法律相談所は専任弁護士で組織されたリーガルサービス団体と兼任弁護士で組織されたリーガルサービス団体に区分される。

共和国では、弁護士資格は法律専門家資格を持った者、法部門で一定の期間勤めた者、弁護士試験に合格した者に与えられる。

一般的に弁護士は、報酬を受ける職務を兼ねることができないが、大学と科学研究団体の法学学位学職所有者は、兼職弁護士として仕事を行うことができる。

現時期、共和国のリーガルサービス団体の活動において、異彩を放つのが法学学位学職所有の兼職弁護士で構成された平壤対外民事法律相談所の活動である。平壤対外民事法律相談所は、朝鮮民主主義人民共和国の主要民間リーガルサービス団体のなかでも有名な団体の一つとして、チュチェ85（1996）年3月に発足した。平壤対外民事法律相談所は、首都平壤に本所を、羅先経済貿易地帯には分所を置いている。

民法、民事訴訟法、国際経済法、経済法、仲裁法、海上法、貿易法、投資法、会計法、会社法、知的所有権法、家族法、相続法等の分野を専攻とする社会科学院の法律研究所の権威ある学位学職所有者で構成されている平壤対外民事法律相談所の弁護士は、朝鮮法律家委員会委員、朝鮮民主主義人民共和国法学会会員、朝鮮弁護士会会員などで活動しており、朝鮮国際貿易仲裁委員会と朝鮮海事仲裁委員会、朝鮮ソフトウェア仲裁委員会をはじめとする共和国の様々な仲裁機関で仲裁人を兼ねている。

公正性と客観性をリーガルサービス活動の基礎としている平壤対外民事法律相談所は、法律諮問、法律的意義を持つ文書の作成、訴訟および仲裁事件の代理、法律顧問、調停などのリーガルサービス活動を通じて、リーガルサービス依頼者の合法的権利と利益を保護することを主要な目的としている。法律相談所は、リーガルサービス過程において一定の営利的目的も追求する。しかし、このような営利的目的の追求は法律相談所設立の根本的な趣旨ではない。

平壤対外民事法律相談所は、法に従い独立的に業務活動を展開して、独自の法的責任を負う。相談所は、法規範と規定の範囲内で各種の法律事務を独立的に処理する。相談所は、独立採算制を実施して、業務活動で発生する違法行為に対して法的責任を負う。

チュチェ85（1996）年の発足以降、リーガルサービスの迅速性と便宜を図る為に電話やDHL、TNTなどの色々な（通信）方法を利用してきた。チュチェ92（2003）年6月

から国内ネットワークにホームページを、同年10月からインターネット（中国、瀋陽）にサイトを開設して、リーガルサービス依頼者の提案に電子メールなどの方式を利用して、法的支援を提供している。

平壤対外民事法律相談所は、現在まで中国、マレーシア、中国香港、シンガポール、イタリア、オーストラリア、米国、日本をはじめとするさまざまな国の投資家と弁護士団

体との法的支援および協力のための対外交流と協力を積極的に指向している。

平壤対外民事法律相談所は、法的支援を要請する依頼者の皆さんの期待にいつでも満足な結果をもたらすために積極的に努力する。

[朝鮮語原稿をERINAにて翻訳]